

平成29年度 おんせん県おおいた 県域版DMO推進事業
「WEB販売システム構築」事業委託業務企画提案募集要項

1 事業目的

(公社) ツーリズムおおいたは、日本版DMO候補法人(地域連携DMO)として、観光地経営の視点に立ち、観光による大分県内の地域経済の活性化に寄与することを目指している。これを実現可能とするために、県内広域周遊観光の促進と滞在時間・観光消費額の拡大が必要である。そのために、県内各地域の着地型旅行商品等の販路拡大や、各地域の周遊観光および観光消費の拡大に繋がる旅行商品の造成・販売・情報発信を行なえる仕組み(WEB販売システム)を構築し、旅行者にとって大分県内の観光・周遊の利便性を高め、利用促進をすすめることが必要である。本システムを構築し、取扱販売手数料収入やオリジナルグッズ等の販売収入により、DMO組織として収益を確保し、持続的なシステム運営を行なうことを目的とすることから、これらの業務について企画提案を募集する。

2 委託業務内容

- (1) 業務名 : 平成29年度 大分県域DMO「WEB販売システム構築」事業委託業務
- (2) 業務内容 : ①着地型旅行商品等のWEB予約販売システム構築
②オリジナル商品等の物品WEB販売システム(ECサイト)構築
※ 上記、2つの販売システムは1つのWEBサイトとして管理・運営できることが望ましい。但し、2つのWEBサイトとして構築する場合も可能とする。
※ ①②とも詳細は別添「仕様書」の通り
- (3) 契約期間 : 契約締結日から平成30年3月30日(金)まで
※平成30年度以降の運用保守等に関する契約は別途定める
- (4) 事業主体 : 公益社団法人 ツーリズムおおいた
- (5) 予算限度額 : 9,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
※予算には委託期間内の運用保守費を含む

3 資格

(1) 参加資格

本企画提案募集へ参加できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ② 大分県から指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団(員)に経済上の利便や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者

ク 暴力団（員）であることを知りながらこれらを利用している者

④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと。

⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき

② 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき

③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき

④ 提出書類に虚偽または不正があったとき

⑤ 審査会におけるプレゼンテーションを実施しなかったとき

⑥ 見積金額が事務局の提示する予算上限額を上回るとき

(3) その他

2社以上による共同提案は可能とするが、契約の相手方は代表社1社のみとする。提案書については代表社の責任において提出し、その他の参加社については、実施体制表にその旨明記し、進捗管理及びとりまとめ等は代表社の責任において行う。

4 参加の申込み

本企画提案募集に参加を希望する者は、「参加申込書」（別紙1）を提出期限までに提出すること。

(1) 受付方法

FAX、郵送、持参のいずれかによる。

・FAXの場合は、必ず着信の確認をすること。

・郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

・持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

(2) 提出期限

平成29年8月9日（水）17時（必着）

5 質問書

本企画提案募集の実施に関する質疑は、すべて「質問書」（別紙2）により提出期限までに提出すること。

(1) 受付方法

FAX、持参、メールのいずれかによる。口頭、電話での質問は一切受け付けない。

・FAXの場合は、必ず着信の確認をすること。

・持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

(2) 提出期限

平成29年8月9日（水）17時（必着）

(3) 回答

質問書への回答は、平成29年8月18日（金）17時までに参加者全員に、メールにより行う。ただし、各提案者の独自企画に関するについては、当該質問をした業者のみに回答する。

(4) 辞退

上記により申込みをした後に辞退する場合は、平成29年8月21日（月）17時（必着）までに「辞退届」（別紙3）を提出すること。

提出の方法は4（1）と同様とする。

6 企画提案書の提出等

業務の目的等に留意のうえ下記の書類を10部作成（見積書は1部）し、提出期限までに提出すること。

書式は任意とする。

(1) 提出書類

①表紙（様式自由）

・会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。

②企画提案書（様式自由）

・企画提案を記載すること。

③業務実施体制表（様式自由）

・組織体制、受託責任者、配置予定担当者、当該配置予定担当者の経歴及び業務実績等を記載すること。

④企業組織の概要（様式自由）

⑤同様の事業実施実績など

⑥見積書（様式自由）

・単価、金額等内訳を記載すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送による。

・郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

・持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

(3) 提出期限

平成29年8月25日（金）17時（必着）

7 審査

(1) 審査方法

審査会を実施し、契約締結の候補者を選定する。審査会に係る詳細は参加者へ別途通知する。

(2) 審査結果の通知

審査結果は全ての提案者へ速やかに通知する。

8 契約の締結

(1) 契約の相手方

審査結果において最高得点者を契約締結の第1の候補者とし、協議のうえ契約を締結する。

合意に至らなかった場合、2番目に得点の高い者を契約締結の第2の候補者とし、以後順次繰り上

げ、同様の取扱とする。

9 その他

- ・企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また提出期限後の差替え及び再提出も認めない。
- ・採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。
- ・この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。

【問合せ先・提出先】

公益社団法人 ツーリズムおおいた

地域マネジメント部 神ノ川

〒870-0029

大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば2 1 3階

TEL : 097-536-6250

MAIL : kaminokawa@we-love-oita.or.jp